

所得税の確定申告・市県民税の申告

申告期間

2/18(月)～3/15(金)

9時～16時【土・日曜日を除く】

※なお、今年から、佐田、多伎、湖陵地域の申告会場の相談日程が、変更となりますのでご注意ください。

早めの準備で申告は忘れずに!!

後半の窓口は混み合います。

申告はお早めに!

申告会場・日程

◆所得税、消費税、贈与税等

会場名		日程
中央会場	出雲市役所本庁1階くにびき大ホール	2月18日(月)～3月15日(金)

◆市県民税

会場名		日程
中央会場	出雲市役所本庁1階くにびき大ホール	2月18日(月)～3月15日(金)
平田会場	旧教育会館(平田支所北東)	
大社会場	大社文化プレイスうらら館 会議室	
佐田会場	出雲市役所佐田支所 3階会議室	2月18日(月)～2月27日(水)
多伎会場	出雲市役所多伎支所 2階講習室	2月28日(木)～3月6日(水)
湖陵会場	湖陵コミュニティセンター 1階研修室	3月7日(木)～3月15日(金)
斐川会場	斐川文化会館 2階第1研修室	2月8日(金)～3月15日(金)

(土・日・祝日を除く)

※相談会場以外の場所では、申告相談を行っていません。

※詳しい日程や受付時間等は、平成25年1月発行の「市税だより」をご覧ください。

申告に必要なもの

- ◇申告書(申告書の送付があった方のみ)
- ◇印鑑
- ◇預金通帳など、本人名義の口座がわかるもの(所得税の還付申告の場合)
- ◇所得・控除の証明となる資料
(源泉徴収票、生命保険料等の控除証明書、障がい者手帳など)
- ◇営業、不動産、農業所得のある人は収入と経費がわかるもの
(領収書、帳簿、通帳、農業収支計算明細書、固定資産税課税明細書など)
- ◇社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等)の証明書又は領収書など

平成25年度からの主な変更点(市・県民税)

詳細は、「市税だより」をご覧ください。

生命保険料控除が変わります

現行の生命保険料控除は「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の2種類に分けられていますが、平成24年1月1日以後に契約した生命保険契約等については、医療保険、介護保険を対象とした「介護医療保険料控除」が新たに設けられ、3種類の控除に分けられます。

出雲税務署からのお知らせ

～ 年金所得者の「確定申告不要制度」について ～

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、**確定申告の必要はありません。**

(注1) 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

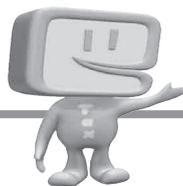
(注2) 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります。**

申告会場に出かけなくても e-Tax

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請、届出等ができます。

e-Taxならこんないいこと

- ・ 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から電子申告
- ・ 添付書類の提出を省略
- ・ 還付がスピーディー
- ・ 最高3,000円の税額控除



「公的個人認証」の有効期限にご注意を!!

有効期限は取得の日から3年です。提出前に有効期限の事前確認をお願いします。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください
www.e-tax.nta.go.jp

● 所得税申告に関するおたずね

出雲税務署 ☎ 21-0440

- ◇ 「確定申告に関するご相談」は、「0」を選択。⇒「確定申告テレフォンセンター」へつながります。
- ◇ 税務署からの照会やおたずね、または職員にご相談の方は、「2」を選択。⇒「税務署」へつながります。

● 市県民税申告に関するおたずね

市民税課 ☎ 21-6770・21-6898